

基本財産処分承認申請にかかる必要書類について

A 4 判又はA 3 判で、同じものを 2 部提出してください。

○印…必要な書類、△印…該当する場合に必要な書類

必要書類	土地	建物	現金	留意事項等
基本財産処分承認申請書 (様式 1)	○	○	○	【確認事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押しているか。 ・各ページに捨印を押しているか。 ・法人所在地は、定款の事務所所在地と一致しているか。 ・処分内容は適切か。 ・処分物件の記載は不動産登記事項証明書と一致しているか。
添付書類目録	○	○	○	
評議員会議事録 (写)	○	○	○	【確認事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者名で原本証明をしているか。 ・定足数を満たしているか。 (決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数) ・議事録記載事項(社会福祉法施行規則第 2 条の 1 5 参照)を記載しているか。 ・定款変更の議案を記載しているか。 ・定款変更の原因となった事項についての議案を記載しているか(基本財産の処分等評議員会で議決すべき事項の場合)。
全評議員の同意の意思表示の書面 (写)	△	△	△	評議員会の決議を省略した場合に必要 【確認事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員分があるか。
理事会議事録 (写)	○	○	○	【確認事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者名で原本証明をしているか。 ・定足数を満たしているか。 (決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数) ・議事録記載事項(社会福祉法施行規則第 2 条の 1 7 参照)を記載しているか。 ・定款変更の原因となった事項についての議案を記載しているか。
全理事の同意の意思表示の書面 (写)	△	△	△	理事会の決議を省略した場合に必要 【確認事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員分があるか。

基本書類

基本財産処分承認申請にかかる必要書類について

A 4 判又はA 3 判で、同じものを 2 部提出してください。

○印…必要な書類、△印…該当する場合に必要な書類

必要書類		土地	建物	現金	留意事項等
	財産目録	○	○	○	・定款上の基本財産と財産目録の基本財産が処分前の内容で一致しているか。
	不動産登記事項証明書	○	○	—	※原本の返却を希望する場合には、原本とコピー 2 部を提出してください。承認書と一緒に原本を返却します。原本の返却を希望しない場合には、原本 1 部とコピー 1 部を提出してください。 【確認事項】 ・申請日から 3 月以内に発行されたものを添付しているか。
	定款	○	○	○	【確認事項】 ・所轄庁が認可した最新の定款と内容が一致しているか。
不動産売買関係書類	不動産の価格評価書 又は 税の評価証明書	○	△	—	※原本の返却を希望する場合には、原本とコピー 2 部を提出してください。承認書と一緒に原本を返却します。原本の返却を希望しない場合には、原本 1 部とコピー 1 部を提出してください。 【確認事項】 ・不動産鑑定士によるもの、または路線価により算出したもの等、公正な価格での売却か。
	売買価格等を証明する書類	○	△	—	【確認事項】 ・売買（交換）仮契約書（写）、買取確約書（写）等の金額が公正か。
	売却金等の 用途計画書	○	△	—	【確認事項】 ・具体的な用途計画を示しているか。 ・施設建設等を伴う場合には、計画書や図面を添付しているか。
取崩し金関係書類	取崩し金の 用途計画書	—	—	○	【確認事項】 ・具体的な用途計画を示しているか。 ・施設建設等を伴う場合には、計画書や図面を添付しているか。
	残高証明書	—	—	○	【確認事項】 ・残高は、財産目録や通帳の写しの金額と、整合性が取れているか。
	通帳の写し (表紙と該当 ページの写)	—	—	○	【確認事項】 ・金額が記載されているページと名義人が記載されているページを添付しているか。

基本財産処分承認申請にかかる必要書類について

A 4 判又はA 3 判で、同じものを 2 部提出してください。

○印…必要な書類、△印…該当する場合に必要な書類

必要書類		土地	建物	現金	留意事項等
施設建設等関係書類	施設整備計画書 (様式 2)	△	△	△	施設整備を伴う場合に必要
	建物の図面 (案内図、配置 図、平面図)	△	△	△	施設整備を伴う場合に必要
	補助金等の決定 通知書(写)	△	△	△	施設建設等に伴い、行政から補助がある場合に必要 【確認事項】 ・補助金の通知を漏れなく添付しているか。 ・補助金合計額が、施設整備計画書と一致しているか。 ・補助決定先の長の印が押されているか。 ※決定通知書が交付されていない場合 ・内示通知書、予定通知書、交付確約書等を添付しているか。
	助成金決定 通知書(写)	△	△	△	施設建設等に伴い、各種助成団体から助成がある場合に必要 【確認事項】 ・助成金の通知を漏れなく添付しているか。 ・助成金合計額が、施設整備計画書と一致しているか。 ・助成決定先の長の印が押されているか。 ※決定通知書が交付されていない場合 ・内示通知書、予定通知書、交付確約書等を添付しているか。
	借入金決定通知 書(写)、金銭消費 貸借契約書 (写)等	△	△	△	施設建設等にあたり、借入する場合に必要 【確認事項】 ・償還計画書と総借入金額、償還年度等の整合性が取れているか。 ・借入のための担保は、問題ないか。(基本財産を担保に供する場合には、原則として所轄庁の承認が必要。)

基本財産処分承認申請にかかる必要書類について

A 4 判又はA 3 判で、同じものを 2 部提出してください。

○印…必要な書類、△印…該当する場合に必要な書類

必要書類		土地	建物	現金	留意事項等
処分不動産関係書類	土地の公図	△	—	—	<p>※原本の返却を希望する場合には、原本とコピー 2 部を提出してください。承認書と一緒に原本を返却します。原本の返却を希望しない場合には、原本 1 部とコピー 1 部を提出してください。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する土地の公図を添付しているか。 ・申請日から 3 月以内に発行されたものを添付しているか。
	建物の図面（案内図、配置図、平面図）	△	○	—	取壊し等建物がある場合に必要
	抵当権者の承諾書	△	△	—	<p>処分する不動産に担保が設定されている場合に必要</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の売却等について、抵当権者に具体的な説明がなされ、承諾を受けているか。
	土地所有者の承諾書	—	△	—	<p>借地上の建物取壊しによる建替え、増改築等の場合に必要</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有権者に具体的な説明がなされ、承諾を受けているか。
その他所轄庁が必要と認めた書類		△	△	△	